平成31年議案第1号

愛北広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

愛北広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成31年2月13日提出

愛北広域事務組合 管理者 大口町長 鈴 木 雅 博

提出理由

この案を提出するのは、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律 (平成30年法律第71号)が平成31年4月1日から施行されることに伴い、所要の整備を 図る必要があるからである。 愛北広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

愛北広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第1号)の 一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における 勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。